

令和2年9月4日開催

箕輪町農業委員会第31回総会

会 議 録

1. 開催日時 令和2年9月4日(金) 午後3時00分から午後3時50分

2. 開催場所 役場3階講堂

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第7 議案第6号 令和2年度箕輪町農業関連施策等に関する意見書について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

次 長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。ご苦労さまでございます。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

（農業委員会憲章の唱和）

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

ご苦労様です。暑い夏が続いて体力も消耗している。長期予報を見ても暑い日が続く予報。九州に強い台風が近づいている。9月は台風が来るシーズン、秋の取入れのシーズンも迎え、稲も収穫の時期となり忙しくなってくる。台風等被害がおきないことを願っている。農地パトロールの結果が後ほど示されますが、農業者へ利用意向調査をお願いしていくことになる。

本日の会議につきましては、濃密にならないよう配慮してできるだけ短時間に終了できるようスムーズな進行を心掛けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次 長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議 長

ただいまから第31回総会を開会いたします。ただ今の出席委員は22人であり、箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

8月の経過報告について申し上げます。

第30回総会を8月5日(水)に行い、農地法第3条2件については、総会后6日付けで許可書を交付しました。農地法4条の転用審議案件3件、農地法5条の転用審議案件8件については、総会后6日付けで許可書を交付しました。本日午前中に8月転用案件現地確認を行いました。また、本日総会に先立ち役員会を開催しました。以上で8月の報告を終わります。

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

9番根橋英夫委員・10番原美鈴委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 説明をいたします。

1つ目の案件です。交換による所有権移転の申請です。

土地の表示は、 地目は「田」面積 m²です。

本案件は、2番目の案件と一緒に内容となりますが、実際に耕作してきた場所が双方で逆であったため、実耕作に合わせる形で双方合意のもと交換することとした。

位置図は、1ページになります。

2つ目の案件です。交換による所有権移転の申請です。

土地の所在は、 地目は「田」面積 m²です。

本案件は、1番目の案件と同様の内容となります。

位置図は、2ページになります。

3つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

売買価格は です。

土地の所在は、 地目は「畑」面積 m²

 地目は「畑」面積 m² 計 筆 m²です。

取得後の面積は、6.9aで、下限面積5aを満たしている。

本案件付近は、譲受人が耕作・管理をしており、今回売買の話があり取得することとした。

位置図は、3ページになります。

4つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

売買価格は、 です。

土地の所在は 地目は「畑」面積 m²です。

譲受人は、隣接地(土地、建物)を取得する予定であり、今回の申請地についても

同時に取得することが取得の条件となっていたため、取得するもの。

取得後の面積は、5.9 a で、下限面積 5 a を満たしている。

また、本案件は、前月の 4 条案件の車庫及び倉庫の建設予定地となっていた土地ですが、諸手続きが済んでいなかったため、前月分と合わせて現況にあわせて、取得することとしております。

位置図は、6 ページになります。

議案第 1 号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
1 番・2 番の案件を日野正章委員。

日野委員

7/28 [REDACTED] が自宅にきて説明を受けた。親の代より現状の耕作を行っており、実情に合わせるため登記を行うとの説明。

議 長

3 番目の案件について、大槻博文委員

大槻委員

8/1 [REDACTED] が来て説明。唐澤さんが、現在も管理していただいている土地であり、大変ありがたい話。

議 長

4 番目の案件について、鈴木健二委員

鈴木委員

前回の総会と同様の案件。7/12 [REDACTED] が来て説明あり。内容については、事務局の説明のとおりであります。

議 長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。

議案第 1 号の案件は、原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第 1 号議案については認めることに決定しました。

日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第4条の許可申請について 説明をいたします。

1つ目の案件です。物置に伴う申請になります。

土地の所在は、[REDACTED] 地目「畑」面積 [REDACTED] m²。

本案件は遡及適用による申請となります。現状にあわせ登記を行う必要があるためお願いするものであります。

農地区分は、用途地域内で、第1種住居専用地域の農地で、第3種農地に該当。位置的代替性がないと判断します。

位置図は農地転用申請位置図の1ページになります。

2つ目の案件です。計画変更に伴う申請になります。

土地の所在は、[REDACTED] 地目「田」面積 [REDACTED] m²

[REDACTED] 地目「田」面積 [REDACTED] m² 筆 [REDACTED] m²です。

今回建売住宅用地の区画変更に伴う計画変更となっております。

申請人に対しては、建売住宅用地であり、売建てでの販売はダメである点については伝えてあります。

農地区分は、概ね10ha未満の農地、第2種農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。

位置図は農地転用申請位置図の4ページになります。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

議長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。1番の案件について、北條眞一委員。

北條委員

8/20 [REDACTED] が来て説明。おじいさんの時代に牛舎を建てていたらしい。内容は事務局の説明のとおりであります。

議長

2番の案件について、藤田久一委員。

藤田委員

8/18 [REDACTED] より説明。内容は、事務局の説明のとおりであります。

議長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決定しました。

日程第4議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1つ目の案件です。使用貸借権設定による住宅用地の申請です。

土地の所在は、XXXXXXXXXX 地目は「畑」 面積 XXXX m²です。

事業計画者は、土地所有者の長男であります。現在は、5人家族で南箕輪村のアパートに生活している。今後の生活を考え、住宅の建設を計画。計画地は、実家にも近く、生活環境も良いので、申請地を父親から使用貸借し計画。

農地区分は、市街化近接区域内の農地で概ね10ha未満の農地、第2種農地に該当。集落に接続して計画されており、位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

位置図は、5ページになります。

2つ目の案件です。使用貸借による駐車場用地に伴う申請です。

本案件は、一時転用での申請で、期間は、許可日から5ヶ月となります。

土地の所在は、XXXXXXXXXX 地目「畑」面積 XXXX です。

本申請は、にこりこー帯リニューアル工事に伴い、やまびこテラスの駐車場が工事のため使用できなくなるため、臨時駐車場として利用したいため。

農地区分は概ね10ha以上の一団の農地。第1種農地に該当。

不許可の例外として、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設に該当。位置的代替性がないため転用もやむを得ないと事務局としては判断しております。

位置図は、6ページになります。

3つ目の案件です。貸借権設定に伴う工事仮設敷として使用するための申請です。

賃借料は、XXXXXXXXXX となっております。

本案件は、一時転用申請となり、期間は、許可日より2か月間となります。

土地の所在は、議案書の2ページを確認ください。

本申請は、鉄塔敷地整備工事に伴う工事仮設敷に関する申請となっております。

農地区分は、市街化近郊地域で概ね10ha未満の農地、2種農地に該当。

位置的代替性も無いため、転用もやむなしと判断します。

位置図は、8ページになります。

2番、3番案件ともに、農地復元誓約書が添付されております。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。

1番案件について唐澤太美男委員。

唐澤委員

8/14 [] がきて説明。現地は宅地に挟まれた農地であり、問題ないと思われま

議 長

2番目の案件について、藤田久一委員。

藤田委員

8/19 [] より説明。内容は、事務局の説明のとおりであります。

議 長

3番の案件について、藤澤昭二委員。

藤澤委員

8/11 [] より説明を受けた。内容については、事務局の説明のとおりであります。

議 長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。

原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決定しました。

日程第5議案第4号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

追加資料は、総括表となります。

田 41,151 m² 畑 61,866 m² 計 103,017 m² であります。

1 ページから 6 ページは、貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、NO.38 番 1 筆については、期間が 5 年で、令和 7 年 12 月 31 日まで、その他は、令和 2 年 9 月 8 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年間となります。

7 ページから 9 ページは、借り手の状況となります。

それぞれ確認をいただきたいと思えます。

議案第 4 号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議お願いします。

議長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

（質問・意見なし）

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 4 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第 6 議案第 5 号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

① ついて

1 ページは、総括表となります。

田 19,570 m²、畑 13,962 m² 計 33,532 m²

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれ確認いただきたいと思えます。

議案第 5 号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。ご審議お願いします。

議長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第5号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第7 議案第6号 令和2年度箕輪町農業関連施策等に関する意見書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第6号、令和2年度 箕輪町農業関連施策等に関する意見書について朗読します。

1ページから2ページは会長の挨拶文となりますので省略します。3ページからお願いします。(朗読)

議長

ただいま事務局から説明と意見書の朗読がありました。これより質疑に入ります。ただいまの意見書の内容について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第6号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 令和2年7月に受け付けた内訳になります。11件 解約の届出がありました。

全て次期耕作者が決まっている案件となっております。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長

報告第1号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第1号は聞き留めて参ります。
続きまして、日程第8報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号につきまして、ご説明いたします。
本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご
覧いただきます。
相続により農地を取得しました届出の令和2年7月から8月の受付分になります。
全部で9件ございました。
町外の方が相続で取得が2件、複数筆ある状況でありますので、地元の農業委員
さんも注意してみてくださいと思いますので、よろしく願いいたします。
報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

報告第2号について事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言が無いようですので、報告第2号は聞き留めて参ります。
複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視して
いただきたいと思ひます。

議 長

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかきたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思ひます。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

9 番

10 番
